

滋賀県産業振興ビジョン〈仮称〉

－ 策定に向けた論点の整理 －

第1 策定の趣旨

1 背景・意義

戦略プランの後継として、どのような背景のもと、どういった趣旨で、経済・産業政策の方向性を示していくのか。

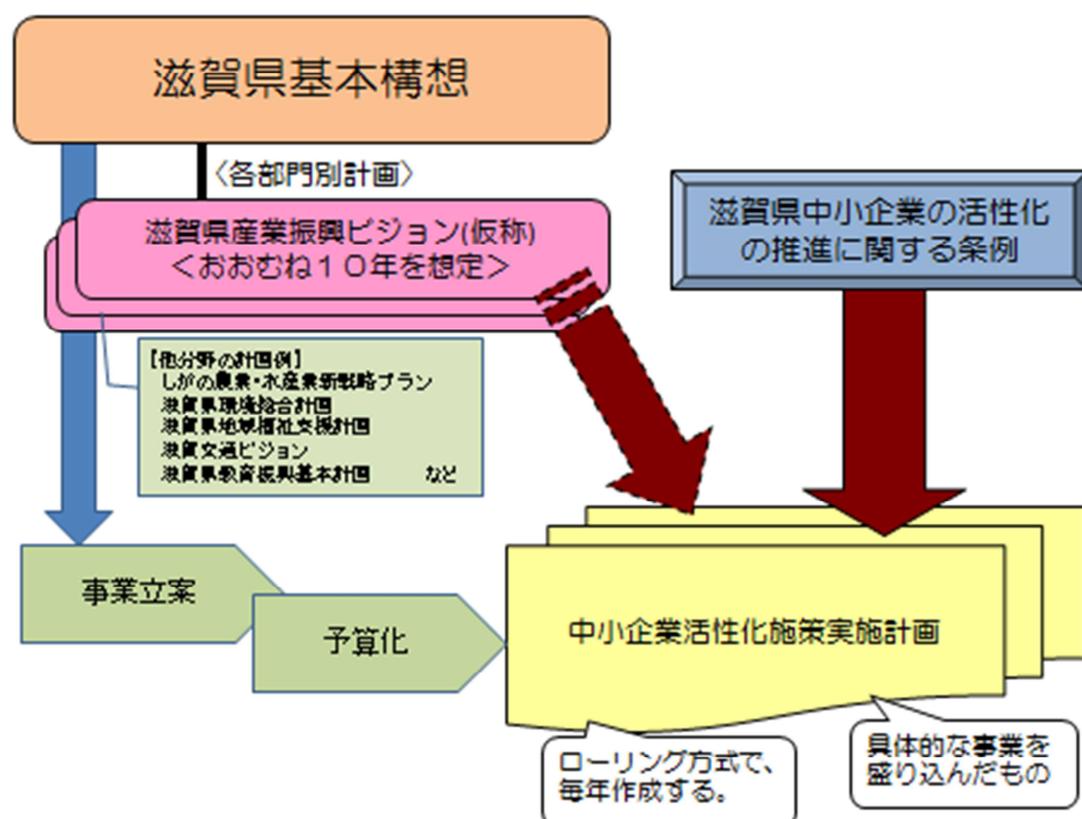
- 平成23年（2011年）3月に策定した「滋賀県産業振興戦略プラン」は、平成26年度（2014年度）で計画期間が終了。
プランでは、「選択と集中」の考えのもと、「環境」「医療・健康」「モノづくり基盤技術」「にぎわい創出・観光」の4分野の戦略領域と、「グローバル化対応」「人財育成」「連携強化」の3つの分野横断戦略を定め、施策の推進に取り組んできたところ。
- 今日の本県経済・産業を取り巻く状況をみると、国内では、本格的な人口減少社会が到来し、少子高齢化が進展、本県でも平成27年（2015年）をピークに人口が減少すると推計。また、東日本大震災を契機とした災害復興や資源・エネルギー問題など、極めて深刻な課題に直面。
- また、国外に目を向けると、東南アジアをはじめとする新興国では、人口の増加、中間所得層の増大など経済や市場は急速に拡大しており、こうした需要を取り込んでいくことが求められると同時に、紛争、TPPや領土問題などの様々な外的変動要因の影響にも大きく左右される中で、経済連携の推進等、グローバル対応を促進するための事業環境の整備が必要。
- こうした経済・社会情勢の大きな変化や課題に的確に対応し、本県経済が将来にわたって持続的な発展を遂げていくためには、これまでの取組や蓄積されてきた技術や経験を活かしながら、中長期的な視点から、“何を強みとして、どういった産業やビジネスモデルを成長のエンジンとし、さらに地域内での経済循環を促進して、雇用を維持・拡大していくのか”を考え、戦略的に産業振興を図っていく必要がある。
- このため、「産業振興ビジョン〈仮称〉」では、本県産業の現状と取り巻く環境を踏まえたうえで、概ね10年後を見据え、今後の産業振興の理念や施策の基本的な方向などを定めることとする。
- ビジョンでは、第1次産業から第3次産業までを広く捉え、本県経済の発展に向け、産業分類を超えた多様な分野の連携による産業振興の方向についても盛り込むこととする。

- また、今後の本県経済・産業の状況について、都度、モニタリングを行うこととし、ビジョンの目指すべき姿の実現に向かって、その結果を毎年度の具体的な施策の構築等に活用していくこととする。
- 本県では、地域の経済や社会の担い手として重要な役割を果たす中小企業の活性化を目指し、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、平成25年4月1日から施行。毎年、具体的な実施計画を立て、その評価を行っていくこととしている。
- このビジョンを県民、事業者、関係者などで共有し、当該条例に基づく中小企業活性化施策の展開とあいまって産業振興施策を効果的に推進することにより、本県経済の発展、雇用の維持・拡大、地域の活性化を目指す。

2 位置付け

ビジョンの位置付けをどのように簡潔に整理することができるか。(中小企業活性化推進条例や他の部門別計画との整理も必要)

- 本県における産業振興施策を総合的に推進するための指針となるもの。
- 県政の基本的方向を示す滋賀県基本構想をはじめ、関連する各部門別計画と整合されたもの。
- 地域の経済や社会の担い手として重要な役割を果たす中小企業の活性化を目指す「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づく施策の展開とあいまって、本県経済の発展を目指すもの。
- 国の産業振興政策を考慮し、本県の実情を踏まえた内容のもの。
- 県、民間企業、各種団体などを含めた各主体が取組を進めるための共通の指針となるもの。



産業振興ビジョン（仮称）と中小企業活性化条例との関係

経済・産業面からのアプローチ

滋賀県産業振興ビジョン（仮称）

趣旨・背景

目指すべき姿（目標等）

基本理念

産業振興の基本方向

重点的なプロジェクト、横断的取組等

推進体制、経済情勢のモニタリング

具体的施策や事業

中小企業活性化推進条例に基づく実施計画
(毎年作成、予算反映)

○産業振興ビジョン(仮称)は、経済・産業のあり方の面から、どういった産業分野をどのように振興するかの指針となるものを定め、中長期的な視野で、本県産業のめざすべき姿、基本方向、重点的に取り組むプロジェクトなどを明らかにするもの

○本県産業のプレーヤー(担い手)である中小企業の観点から、その活性化を目指す中小企業活性化推進条例とあいまって、本県経済の発展をめざす

○具体的な個別施策や事業は、従前どおり中小企業活性化推進条例の実施計画を毎年度策定する
(ビジョンでは改めて記載しない)

施策の基本

自らの成長をめざす取組
経営基盤の強化
産業分野に応じた活性化

理念／役割
中小企業条例

産業の担い手(プレイヤー)面からのアプローチ

3 計画期間

平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10年間とする。

中長期的なビジョンとするにあたり、計画期間を平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの概ね10年とするが、その10年の意味や期間設定の理由（背景等）はどうか。

（人口構造の変化）

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の人口は、平成27年（2015年）をピークに減少に転じるとされている。
- わが国の高齢化率（65歳以上人口割合）は、平成37年（2025年）には、30%に達すると予測され、この年度から、年金支給開始年齢がすべて65歳以上となる。

（大規模な行事の開催）

- 平成32年（2020年） 東京オリンピック・パラリンピック開催
- 平成33年（2021年） 関西ワールドマスタースゲームズ開催
- 平成36年（2024年） 本県で国民体育大会開催

（交通基盤の整備）

- 高速道路網は、新名神高速道路の神戸 J C T から大津 J C T の全線完成予定が平成36年（2024年）3月（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定上の完成予定年月）であるほか、平成32年（2020年）度には新東名の神奈川県海老名南 J C T から亀山西 J C T までが全線開通予定で、大動脈がほぼ完成する見込み。
- 北陸新幹線は、平成26年度（2014年度）に金沢まで、平成37年度（2025年度）には敦賀まで開業予定。J R 貨物の米原でのターミナル設置も予定されている。

（本県における施設整備）

- 本県では、この10年の間に、防災危機管理センターの整備、新生美術館の整備、琵琶湖博物館のリニューアル、国民体育大会に向けた主会場ほかスポーツ施設の整備、環境学習船「うみのこ」新造などが予定されている。

（技術革新等）

- 国の産業構造審議会での経済産業省の資料によると、2025年における「破壊的技術」の予測として、頭脳労働の機械化やアドバンスドロボティクス、エネルギー貯蔵などが挙げられ、経済的なインパクトが示されている。

- 今後締結が予定されているTPPなどにに基づき、様々な対応が求められ、国の政策も含め、経済を巡る動きが活発化すると見込まれる。
- 米国の国家情報会議が公表した「世界潮流2025 (GLOBAL TRENDS 2025:A TRANSFORMED WORLD)」では、2025年の経済大国は、米国、中国、インド、日本、ドイツ、英国、フランス、ロシアの順になるとされ、世界人口が80億人に増加することから、天然資源などを巡る争いが生じるなどと予測している。

(考え方の整理)

- こうした大きな環境の変化や今後の状況を勘案し、概ね10年程度の間の本県産業を取り巻く環境を見据えたうえで、目指すべき姿を議論し、中長期的な視点に立って産業振興の方向性を示しておくことが必要。
- ただ、目まぐるしく変化する今日的な情勢にも対応する必要があることから、ビジョンでは、当面、重点的に実施するプロジェクトについても併せて議論し、示すこととする。
- なお、計画期間中であっても、本県産業を取り巻く経済社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。
- また、具体的な施策や事業については、毎年度、中小企業活性化施策実施計画をはじめ、関連する各部門別計画等において定めることとする。

第2 本県産業の現状と課題

1 本県産業の現状

別冊「本県の経済・産業の現状と分析」のとおり

2 本県産業を取り巻く経済・社会情勢の変化

本県産業を取り巻く経済・社会情勢をどのように捉え、本県の産業構造等をどのように分析するか。

(1) 国内の動向

- 人口減少社会の到来と少子高齢化の進展
- 都市・地方間における人口偏在は、ますます拡大の予測（東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、滋賀など、大都市およびその近郊の地域の人口が全国の総人口に占める割合は、平成52年（2040年）まで上昇を続けると予測）
- ものの豊かさより心の豊かさを求める価値観が高い値で推移するなど、消費者ニーズが多様化
- 高齢層の消費ニーズの拡大
- 製造企業の海外売上高比率、海外現地生産比率の上昇
- 東日本大震災を契機としたエネルギー問題の深刻化（化石燃料への依存度の高いエネルギー事情）
- 今後急速に進行するインフラの老朽化
- 東京オリンピック・パラリンピック（平成32年（2020年））や関西ワールドマスタースズゲームズ（平成33年（2021年））等、大規模なスポーツ大会の開催
- 北陸新幹線やリニア中央新幹線等の広域高速交通網の整備が計画

(2) 世界の動向

- アジアをはじめとする新興国市場の拡大
- 新興国の一人当たりGDPが成長する中で、消費の質も変化
- 一方、米国や欧州は、経済成長に不安要因あり
- 国際的な経済連携の進展（TPP（環太平洋パートナーシップ）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTA等）
- 地球規模でのエネルギー、水、食料、資源、環境制約といった問題の顕在化

(3) 国の成長戦略における施策の方向

- 国の成長戦略「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）では、成長実現に向けた具体的な取組みとして、「日本産業再興プラン」、「戦略市場創造プラン」、「国際展開戦略」の3つのアクションプランを掲げている。
- その中で、具体的な成長への道筋を整理すると以下のとおり。
 - ① 民間の力の活用 …民間投資の拡大、新事業の創出、PPP/PFI
 - ② 規制・制度改革 …健康長寿産業の創造・育成、農林水産業の成長産業化、エネルギー産業の育成
 - ③ イノベーション …ITの利用、技術立国・知財立国
 - ④ 人材育成 …女性の活躍推進、失業なき労働移動、世界で戦える人材
 - ⑤ グローバル …新興国の成長取り込み、インフラ市場獲得、クールジャパン、インバウンド、対内投資

3 本県の特徴と課題

産業振興の基本的な考え方等を構築していくにあたっての鍵となる本県の特徴と課題をどのように捉えるべきか。

(1) 地理的条件等

- 近畿、中部、北陸の3つの経済圏の結節点に位置し、東海道新幹線、JR、高速道路、幹線道路などが交わる交通の要衝。京都、大阪、名古屋、東京といった国内主要都市へのアクセスは、時間的・距離的にも良好な条件。
- また、関西国際空港や中部国際空港をはじめ、敦賀港や四日市港、大阪港や神戸港などへも高速道路網で結ばれている。
- 京阪神地域に比べ、安価な土地。
- 中央にわが国最大の湖である琵琶湖を有し、周囲を1,000m級の山々に囲まれた自然環境に恵まれた地形。これらの山々から流れ出る大小の河川が扇状地や三角州をつくりながら琵琶湖に注いでおり、琵琶湖水や地下水などの水資源が豊富。

(2) 社会構造

- 国全体では既に人口が減少している中であって、本県では、平成27年（2015年）まで人口が増加。
- その後は減少に転じ、平成37年（2025年）には140万人を切ると推計。生産年齢人口は一貫して減少していく見込み。
- 地域別にみると、湖南地域では今後も人口増加が続く一方で、その他の地域では減少するなど、人口偏在が一層拡大の予測。
- 世帯の状況をみると、一般世帯数は平成37年（2025年）まで増加するが、高齢世帯が占める割合は1/3を超え、また、高齢世帯に占める単独世帯の割合は、約3割になると予測。
- 女性の就業状況をみると、就業率のM字カーブの底は、全国平均よりも深くなっている。

(3) 産業構造

① 全体

- 県内総生産に占める第2次産業の比率は減少してはいるものの、全国と比較した場合には、依然としてその割合は高く、一方で、第3次産業の占める割合は低い。
- それぞれの地域によって、産業構造に特徴がみられる。
- 製造業のほとんどの分野が、移輸出率の高い「域外需要産業」。特に、特殊産業機械や乗用車などの業種が移輸出率が高く、ウエイトも大きい。

- 教育や医療・保健、建設といった業種は生活関連産業として、移輸出率も移輸入率も低く、地域内で需給がほぼ完結。また、多くを占める中小の建設業者は、特定の元請事業への依存度が高く、経営基盤の不安定さがみられる。
- 工場立地の動向は、近年、立地適地が減少してきている中ではあるが、横ばいの状況。業種別でみると、環境領域、医療・健康領域、内需関係の立地が増えてきている。

② 製造業

- 恵まれた地理的条件等を背景に、高度な先端技術を有し、グローバル市場で競争する様々な分野の大企業の事業所や研究所が多数立地。
- 近年、マザーファクトリー（研究開発機能付設工場）の占める割合が高い。
- 中小企業のほぼ3社に1社は、大企業を最大顧客としており、また、全売上における最大取引先への依存度が60%以上という事業所が全体の1/3を占める。（平成25年7月 滋賀県と龍谷大学との共同研究）
- 本県の中小企業は、歴史的にみれば、多数の、それも様々な分野の大企業からの受注を通して、技術革新の方向性等最新情報をはじめ、技術やノウハウを蓄積することにより、技術の幅を広げ、自社ブランド製品を有する企業に発展した例がみられる。（平成25年7月 滋賀県と龍谷大学との共同研究）
- こうした中から、現在、独自技術や国内外で高いシェアを誇る製品を有する中小企業が数多く存在。
- 中小企業が今後新規に取り組みたい事業分野としては、「環境関連全般」「新エネルギー・省エネルギー関連」「スポーツ・健康・医療関連」が多くなっている。（平成24年滋賀県中小企業実態調査）

③ 商業・サービス業

- 小売業は、事業所数は減少を続けている。また、売り場面積は、大幅な増加を続けていたものの平成24年経済センサスにおいては減少。その要因として、大型店舗の県内への出店が増加傾向にある一方で小規模小売店舗が長期的に減少傾向にあることが挙げられる。
- 商店街の現状としては、「大規模なスーパーやディスカウント」や「小・中規模のスーパー」との競合割合が高く、来街者数や顧客数が減っているとする商店街が7～8割超と高い割合を占める。（平成21年度県商店街実態調査結果）
- サービス業の生産額は、年々増加。
- 医療・福祉関連は、事業所数および従業者数ともに増加。（平成21年から24年までの増加率は、全産業の中で最高となっている。）
- 観光関連では、全国平均に比べ、宿泊・滞在型観光が少ない状況。本県を訪れる訪日外国人旅行者は平成13年以降増加基調にある中、年により外的要因の影響を受け大きく増減。（特に、平成23年は東日本大震災の影響により大きく減少。）

④ 地場産業

- 地場産業の多くが輸入品との競合や多様化する消費者ニーズへの対応の遅れから、生産額の下降傾向が続いている。
- こうした中ではあるが、地域に培われた独自の技術やノウハウを活かして、高付加価値を目指した新商品の開発に取り組む企業が増えてきている。

⑤ 農業、林業、水産業

- 農林漁業者の所得向上や地域農業の活性化を図る6次産業化への新たな取組が始まっている。農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築するなど、6次産業化の取組の面的拡大を図る必要がある。
- 滋賀を代表する近江米や近江牛、近江の茶、湖魚の県外への販路開拓や販売促進が行われ、県外での取扱店舗が増加している。
- 地産地消を推進する「おいしが うれしが」キャンペーンの登録店舗数は大幅に増加し、食品販売業者等における県産農畜水産物の利用の取組が拡大している。また、学校給食における県産農畜水産物の利用も増加傾向にある。
- 農家民泊等の開業件数が増え、各地で農業体験等を通じた都市農村交流が展開されている。
- 果樹園、施設園芸、直売所等と観光分野との連携強化による農業の活性化が必要である。

(4) 地域の資源

- 琵琶湖をはじめとする豊かな自然や多くの歴史遺産・文化資産など、資源は豊富。
- 個々の資源の価値は非常に高く、対外的に知名度を有しているものも多くあるにもかかわらず、地域住民がその価値に気づいていなかったり、集客など地域経済の活性化につながっていない面がある等、産業振興に十分に活かし切れていない。
- 様々なモノづくりの発祥の地となっている分野や本県に生産や開発の拠点が置かれている分野もあるが、こうした産業的資産なども広く知られず、活用できていない。
- 近江商人の教えである「三方よし」の理念が今日の企業の経営理念に深く浸透。

(5) 知的基盤

- 県内には、多彩な学部・学科を有する13の大学・短期大学が立地しており、約38,000人の学生が学び、多様な分野での教育研究活動が行われているとともに、産学官連携の取組も活発に展開。
- 公的研究機関をはじめ、ハード・ソフト両面から創業や研究開発・事業化を支援する機関が存在。

(6) 本県のこれまでの取組による成果

- 本県の産業振興における重点的な取り組みとして、平成15年からの産業振興新指針では、“3KBI”として、環境、健康福祉、観光、バイオ、ITの5分野を取り上げ、その推進を図ってきた。
- また、県版経済振興特区制度の推進により、地域の特性を活かした地域による自発的・主体的な産業振興施策の展開を図ってきた。
- 平成23年度からの産業振興戦略プランにおいては、4つの戦略領域として、環境、医療・健康、モノづくり基盤技術、にぎわい創出・観光を今後伸びる分野として、重点的に取り組みを進めてきたところ。
- こうした取り組みの結果、関連する資源・資産、それらを裏付ける技術やノウハウなどが蓄積され、産業の集積が図られている。

<例>

- ・ 環びわ湖地産地消エネルギー研究会 約80社が参画
- ・ しが水環境ビジネス推進フォーラム 約100社・団体が参画
- ・ しが医工連携ものづくりネットワーク 約130社が参画
- ・ 滋賀健康創生特区の指定
- ・ 大河ドラマ放映の機会を捉えた取組 平成23年に観光入込客数が過去最高を記録

第3 産業振興の基本的な考え方

1 ビジョンが目指す姿

10年後の目指す姿をどのように描くか。文章で表現していくか、定量的【数值的】な目標イメージを示すか。両方を織り込むか。

◎ 10年後の目指す姿（具体的な姿のイメージを文章で表現）

- 国内外での地域間競争の中で、「だれもが住みよく、いきいきと働くことができる」地域としてのブランドが確立し、ものづくりとサービス産業の融合など、多様な主体のつながりの中から、創造的な活動（イノベーション）が自律的かつ持続的に生まれている。
- これまでに築き上げられてきた産業集積を基盤にして、環境・エネルギーや医療・健康などの分野において、わが国や世界が直面する社会的課題を解決し、新たな価値を創造する商品やサービス、ビジネスモデルが創出され、これを強みとした成長産業が生まれている。
- 県内企業の有する独自技術等の強みを活かした新たな挑戦が活発に行われ、県内外の需要を取り込み、地域経済の活性化と雇用の拡大につながっている。
- 地域の課題解決や暮らしの中の身近なニーズに応えるビジネスが展開され、地域の中で多様な働き方のニーズに応じた雇用の場と経済の循環が生まれ、幸せや心の豊かさを実感できる地域社会が実現している。
- 地域の特性や固有の資源が再認識され、磨き上げられた地域資源が国内外に発信されることにより、消費者や企業を惹きつけ、人・モノ・情報の活発な交流が生まれている。

◎ 10年後の目指す姿（キャッチフレーズで表現）

<例>

- ・「未来を拓く共生社会へ～人とともに 琵琶湖とともに」（滋賀県基本構想）
- ・「活力ある“滋賀”の未来を拓く産業の創出」（H20 産業振興新指針改定版）
- ・「いきいきと活躍する中小企業が創る元気な滋賀」（中小企業活性化施策実施計画）
- ・「伝統と創造で築く厚みと多様性のある産業構造」（石川県産業革新戦略 2010）

◎ 数値的に将来像をイメージできるもの

〈例〉

- ・ 県内総生産10兆円への挑戦（宮城県「宮城の将来ビジョン」）
- ・ 今後10年間の平均で名目GDP成長率3%程度、実質GDP成長率2%程度の成長を実現（国の成長戦略「日本再興戦略」）

2 基本的な考え方

施策の構築や推進にあたっての基本的な考え方について、取組の視点や姿勢をどう示すか。

<7つの視点>

1. これまで築き上げてきた産業集積を維持拡大していく「操業環境づくり」の視点

- 県内で操業する企業が円滑に事業活動を展開できる環境の整備
- 創業や新分野等への新たな挑戦が活発に行われ、産業の集積が図られる環境の整備
- 産業インフラの整備

2. だれもが住みやすく、創造的な活動を支える「まちづくり」の視点

- 社員とその家族をはじめ、若者や女性、高齢者や障害者が住みやすいまちづくり
- 創造的な活動を生み出す教育・文化・スポーツ環境等の充実
- 交流を生み出すまちづくり

3. 本県産業を担う「人づくり」の視点

- 地域における産業のニーズにあった人材の育成・確保
- グローバル人材の育成・確保
- 若者、女性、高齢者、障害者の活躍推進
- 起業家の育成

4. 新たな価値や力を生み出す「つながりづくり」の視点

- 新たな発想や商品づくりにつながる異分野・異業種間の連携
- ビジネス展開に向けた企業間の連携
- 産学官金民一体の取組
- 地域内での企業間連携
- 広域での地域間連携
- 生産者と消費者の顔の見えるつながり

5. グローバル競争に打ち勝つ「ものづくり」の視点

- 最先端の研究開発の促進
- 独自技術・高シェア・自社ブランド商品の創出
- ものづくりを支えるサービス産業の振興

6. 内外から人を惹きつける「ことづくり」の視点

- 地域の特性や固有の資源の再認識と活用
- 消費者の感性に訴えるストーリーづくり
- 個々の資源をまとめてブランディングしていく視点
- ‘尖ったもの’を創り上げていく視点
- 世界に向けての情報発信

7. ローカルな暮らしの中での「幸せづくり」の視点

- 環境や医療・福祉・介護、子育てなど、暮らしの中の身近なニーズに応えるビジネスの創出
- 若者、女性、高齢者、障害者が、自らの能力や経験を活かし、また、それぞれのライフスタイルに応じて、生き生きと働くことができる場の創出
- 高齢者と若者が一緒に暮らせるコミュニティづくり
- 地域で必要とされるものを地域で生産する“地消地産”（地域内での経済循環）の促進

産業振興の基本的方向について、次のような枠組みで組み立ててはどうか。

視野

○県外・海外の市場の取り込み

○地域内での経済循環の促進

重点分野

○成長産業

世界市場で通用する高付加価値の商品・サービス・ビジネスモデルを創出し、域外から需要を獲得

○地域資源活用産業

地域固有の資源や特性を活かし、磨き上げて新たな価値を創造し、内外から需要を呼び込む

○地域課題解決産業

地域の課題解決や暮らしの身近なニーズに対応する分野で雇用を創出し、域内での経済循環を促進

(考えられる産業分野)

- ・エネルギー（再生可能エネルギー、省エネルギー）
- ・水環境ビジネス
- ・医療
- ・健康
- ・自動車
- ・航空・宇宙
- ・ロボット
- ・電子デバイス
- ・新素材（炭素繊維、フィルム等）
- ・まちづくり
- ・観光
- ・地場産業
- ・農林水産業
- ・クリエイティブ
- ・子育て・教育
- ・介護・福祉
- ・インフラ整備
- 等

担い手

○本県産業の担い手である**企業の競争力の強化**

- ・創業および新事業創出の促進
- ・経営支援、金融支援
- ・成長分野への参入、事業活動の促進
- ・企業立地の促進

事業環境

○これからの産業を担う**人財力の強化**

- ・地域における産業のニーズにあった人材の育成・確保
- ・若者、女性、高齢者、障害者の活躍推進
- ・起業家の育成
- 等

○新たな価値や力を生み出す**連携力の強化**

- ・異分野・異業種間の連携
- ・企業間の連携
- ・産学官金民＋地域の連携
- ・プラットフォームの整備
- 等

○海外の活力を取り込む**国際展開力の強化**

- ・企業の海外展開に対する支援
- ・海外からの企業誘致、誘客
- 等

○地域内での**経済循環力の強化**

- ・地域内での人・モノ・資金・情報の循環
- ・多様な働き方のニーズに応じた雇用の場の創出
- 等

○事業活動を支える**地域の基礎力の強化**

- ・住みやすさ
- ・物流機能、広域交通網の充実
- ・工業団地の整備
- 等

第4 産業振興の基本的方向

1 重点的に産業振興を図る分野

重点的に産業振興を図る分野を設定するかどうか。また、設定する場合に、それをどう整理するか。

<例> 次のような3分類での整理

(1) 成長産業

世界市場で通用する最先端の研究開発、高付加価値の商品・サービス・ビジネスモデルを創出し、域外から需要を獲得できる産業、県内中小企業の参入が見込まれるなど、裾野の広がりが期待できる産業

(2) 地域資源活用産業

地域固有の資源や特性を再認識し、それらを活かし、磨き上げて新たな価値を創造し、内外から需要を呼び込む産業

(3) 地域課題解決産業

地域の課題解決や暮らしの身近なニーズに対応する分野で、若者や女性、高齢者や障害者が、まちづくりの担い手として、それぞれの能力や経験等を活かしながら、ライフスタイルに応じて働くことができる場を創出し、域内での経済循環の促進につながる産業

<参考>

○ 「滋賀県産業振興戦略プラン」(平成23年度～26年度)における戦略領域

- (1) 環境
- (2) 医療・健康
- (3) モノづくり基盤技術
- (4) にぎわい創出・観光

○ 「滋賀県産業振興新指針改定版」(平成20年度～22年度)における重点分野

- (1) 環境
- (2) 健康福祉
- (3) 観光
- (4) バイオ
- (5) I T

◎ 考えられる産業分野

- エネルギー関連（再生可能エネルギー・省エネルギー関連）
- 水環境ビジネス関連
- 電池関連
- 医療関連（医療機器、医薬品）
- 健康関連（健康機器、健康サービス）
- 自動車関連
- 航空・宇宙関連
- ロボット関連
- 電子デバイス関連
- 新素材関連（炭素繊維、フィルムなど）
- バイオ関連
- ナノテク関連
- I T 関連
- まちづくり関連
- 文化・スポーツ関連
- 観光関連
- 地場産業
- 農林水産関連
- 食品関連
- クリエイティブ関連
- 子育て・教育関連
- 介護・福祉関連
- ソーシャルビジネス関連
- インフラ整備関連

2 ビジョンの実現に向けた施策の基本的方向

目指す姿の実現に向け、施策の基本的方向をどう組み立てていくか。

(1) 事業活動を支える地域の基礎力の強化

<検討の視点>

- 住みやすさ（買物、医療・福祉、教育・文化、スポーツ、自然、余暇活動など）
- 物流機能、広域交通網の充実
- 新たな工業団地の整備

(2) これからの産業を担う人財力の強化

<検討の視点>

- 地域における産業のニーズにあった人材の育成・確保（職業能力の開発等）
- 中小企業の人材育成に対する支援
- キャリア教育の推進
- 若者、女性、高齢者、障害者の活躍推進
- ワークライフバランスの推進
- 雇用のミスマッチの解消
- 優れた技術の伝承
- 中小企業における後継者対策
- 外国人留学生の活用
- 起業家の育成

(3) 新たな価値や力を生み出す連携力の強化

<検討の視点>

- 新たな発想や商品づくりにつながる異分野・異業種間の連携
- ビジネス展開に向けた企業間の連携
- 産学官金民＋地域の連携
- 広域での地域間連携
- 公設試験研究機関や産業支援機関間での連携
- 生産者と消費者の顔の見えるつながり
- 多様な連携を生み出すプラットフォームの整備

(4) 海外の活力を取り込む国際展開力の強化

<検討の視点>

- 企業の海外展開に対する支援
- 海外からの企業誘致
- 海外からの誘客
- 国際交流の推進

(5) 地域内での経済循環力の強化

<検討の視点>

- 地域内での人・モノ・資金・情報の循環
- 多様な働き方のニーズに応じた雇用の場の創出

(6) 本県産業の担い手である企業の競争力の強化

① 経営基盤の強化

<検討の視点>

- 創業および新事業創出の促進
- 相談・情報提供
- 経営支援（知的財産の創造・保護・活用、IT戦略、事業継続計画の策定等）
- 金融支援

② 成長分野への参入、事業活動の促進

<検討の視点>

- 新商品・サービス等の研究開発や販路開拓等、新事業への挑戦に対する支援

③ 企業立地の促進

<検討の視点>

- 工場、研究所の新增設の推進

当面の取組として、重点的に実施するプロジェクトを示してはどうか。

<参考> 滋賀県産業振興新指針改定版（平成20年策定）

- 感性価値を創造する「地域ブランド」の構築
- 滋賀ならではの環境関連産業の振興
- 「産学官金」連携による新産業創出基盤の強化
- 「地」と「知」の利点を活かした戦略的な企業誘致の展開
- 中心市街地の活性化による魅力あるまちづくりの推進
- 滋賀の歴史や自然を活かした観光産業の振興
- 「モノづくり立県」を支える人材の育成

目指す姿を実現していくためには、各主体との適切な役割分担のもと、連携して施策を推進していくことが必要であることから、各主体に求められる役割やそのための体制を定めることとしてはどうか。

1 各主体の役割

(1) 県の役割

- ハード・ソフト両面から産業振興施策を総合的に推進する役割
- 各主体間の連携を仲介する役割 など

(2) 企業の役割

- 自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努める役割
- 地域の経済および社会への貢献に努める役割 など

(3) 関係団体等の役割

- それぞれの団体の有するノウハウやネットワークを活かし、企業に対して専門的かつきめ細かな支援を行う役割 など

(4) 大学・研究機関等の役割

- 人材の育成、知的資源を地域に還元する役割 など

(5) 金融機関の役割

- 円滑な資金供給、企業の経営改善に対して支援する役割 など

(6) 県民・地域の役割

- 地域に根ざした新しい産業の担い手としての役割
- 消費者として、県内中小企業が供給する物品の購入等に努めることや、暮らしや地域のニーズを産業活動に結びつける役割 など

2 推進体制

- 県は、庁内の関係部局が連携し、総合的に施策を推進。
- また、ビジョンを着実かつ効果的に推進していくため、各主体と意見・情報交換等を行いながら、連携・協力して施策を推進。
- 市町との連携のもと、地域の固有の資源を活かしたり、その特性に応じた産業振興施策を推進。

3 滋賀県経済・産業の活性化状況のモニタリング

ビジョンの進捗状況については、毎年度、本県の経済・産業の動向について、以下の指標を用いて量的（客観的）および質的の両面からモニタリングを行い、その結果を具体的な施策の構築・検証等に活用していくこととしてはどうか。

【量的（客観的）側面からの指標（例）】

<全体>

- 県内総生産 など

<生産>

- 鉱工業生産指数
- 景況調査（生産D I、売上D I）
- サービス業の売上高 など

<所得（分配）>

- 現金給与総額
- 常用雇用指数
- 有効求人倍率
- 家計調査 可処分所得 など

<支出（消費）>

- 大型小売店販売額
- 乗用車新規登録台数
- 家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターの月別商品販売額
- 地域別消費総合指数 など

【質的側面からの指標（例）】

- 県民の主観的幸福感
- 県民の経済的豊かさの主観的評価
- 県民の消費に係る意識 など

なお、具体的な施策の進捗状況については、中小企業活性化施策実施計画をはじめ、関連する各種計画の実施状況の検証のなかで評価する。